

回覧

「新生活様式対応支援補助金」・「事業者支援補助金」 申請期限は令和3年2月28日(必着)となります

新生活様式対応支援補助金

補助対象者

真室川町内に施設等を有する小規模事業者で「新しい生活様式への対応」に取り組む事業者とします。

補助金額及び補助対象経費

令和2年4月7日以降の経費が全額対象となります。但し、1万円以上の経費を要した場合で、上限20万円とします。(※上限額に達するまで複数回の申請が可能です)

経費区分	主な経費
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費
②システム構築費	インターネット販売等やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤外注費	上記①から④以外で、3密対策のための店舗改装や移動販売車両の改修等、自ら実行することが困難な業務を外注した場合の経費

事業者支援補助金

<交付対象者>

町内に事業所・住所を有する事業者（個人または法人）、又は県内に事業所を有し本社・本店・住所地を町内としている事業者（個人、法人）で、以下の要件を全て満たす事業者。

1. 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比で事業収入(売上)が30%以上減少した月(売上減少月)があること。
2. 令和2年3月31日以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続の意思があること。

<補助額>

令和元年の事業収入から令和2年の事業収入（最も減少した月の収入×12ヶ月）を差し引いた額の10%。ただし、法人は20万円、個人は10万円を上限とします。

申請方法※共通 申請書に必要事項を記入し、押印のうえ下記送付先に提出してください。
申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】

〒999-5312 真室川町大字新町 124-4 真室川町役場企画課 Tel.0233-62-2050

回覧

真室川町子育て世帯・大学生等支援商品券 まもなく利用期間終了となります。

新型コロナウイルスが感染拡大傾向にある中、子育て世帯及び本町出身の大学生等の生活支援、町内経済の活性化を目的に対象世帯へ「真室川町子育て世帯・大学生等支援商品券」を配布しています。

対象世帯に該当の方は、期間内に是非ともご利用ください。

商品券概要

対象世帯：以下の対象者がいる世帯

- ① 高校生までの子ども
- ② 大学生等(大学、短期大学、専門学校、予備校等に在学)

金額：1冊あたり 10,000円分(1,000円券×10枚綴り)

全店共通商品券 5枚 (5,000円分)

地元商店専用商品券 5枚 (5,000円分)

※大型店を除く店舗のみでの利用

利用期間：令和3年2月28日(日)まで

ご利用上の注意点

- ①おつりは出ません。
- ②紛失等の場合、再発行はできません。
- ③現金との引換えはできません。
- ④有効期限は令和3年2月28日(日)となり、期限を過ぎた商品券は利用できなくなります。
- ⑤公共料金等への支払い、プリペイドカードへの入金、金券類、ギフトカードの購入はできません。

お問合せ先

高校生までの商品券について 真室川町役場 福祉課福祉係 Tel 62-3436

大学生等の商品券について 真室川町役場 企画課 産業交流係 Tel 62-2050

裏面もご覧ください